

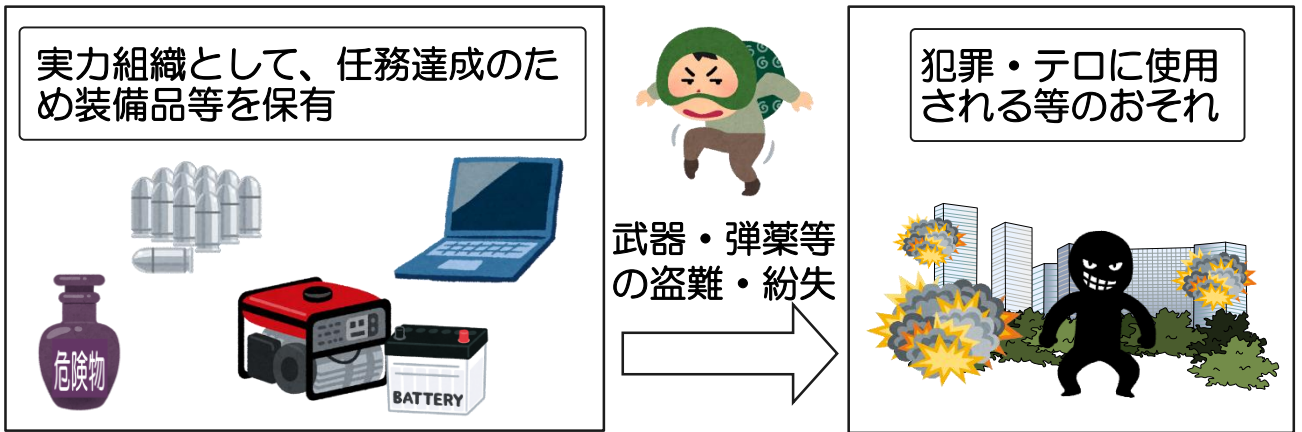
⑭ 装備品等の管理は万全ですか

1 装備品等の管理とは？

防衛省・自衛隊が保有している各種の装備品等について、良好な状態で常に使用できるよう保管をすることです。

2 装備品等の管理は、なぜ必要なのか？

防衛省・自衛隊は実力組織として、任務達成に必要な武器や弾薬等を保有しています。これが盗難又は紛失した場合、犯罪やテロに使用される等のおそれがあるため、適切に管理することが必要です。



3 心掛けるポイントは？



- 武器及び武器庫等の日々点検（各種鍵の点検を含む）の実施
- 結節における弾薬、打ち殻薬きょう等の点検・報告等
- 紛失等の不祥事に伴う影響度の大きさを教育などにより徹底
- PC等の民生品でも高価なものは、施錠可能な場所で保管
- 毒劇物等の所定の表示、在庫の把握、鍵の厳格な管理
- 警報装置等に不具合がある場合は、速やかに是正

日頃から武器・弾薬等を取り扱っていると、緊張感が薄れたり、ゆるんでしまうことがあります。このため、職務中は意識をして緊張感を保持し、適正な管理を切れ目なく行うことが必要です。



⑭ 装備品等の管理は万全ですか

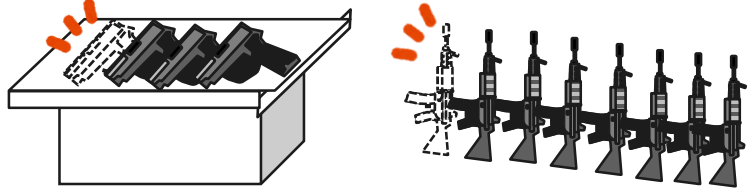
4 違反事例

【事例1】元隊員が武器庫に侵入し、小銃、拳銃等を持ち出しました。本件のそもそもの原因は、武器庫等の鍵の管理が日頃から適切になされていなかったことでした。【停職等】

侵入・持ち出し



【鍵の管理が不適切な武器庫】



本事例においては、次の事項が問題です！

- 1 持ち出した本人
 - ・ 窃盗（刑法第235条）
 - ・ 不法所持（銃砲刀剣類所持等取締法第3条）
- 2 関係職員
 - 保管責任者としての鍵の保管及び点検の不備



【事例2】某部隊において、訓練に際して、①空包と誤って実弾を請求、②実弾であることに気付くことなく受領、③野外訓練時に空包と誤認識して確認を怠り、実弾を装填した小銃により隊員が射撃を実施しました。【停職等】

本事例においては、次の事項が問題です！

- 1 関係職員
 - ・ 弾薬の誤請求
 - ・ 弾薬受領及び交付時の弾種の未確認
- 2 各隊員
 - ・ 弾種の認識不足
 - ・ 弾薬の取扱に関する教育等不十分



【その他の違反事例】

- ・ 弾薬の不法所持及び不法投棄【停職】
- ・ 訓練中、小銃の異状の有無の点検を怠り、小銃を紛失【停職】
- ・ 自衛隊の非常用糧食（缶詰）、隊員向けの教範類、戦闘服、弾帯等をネットオークションへ出品【停職】
- ・ 管理不十分によるPC等の紛失【注意】